

松浦市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の4第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施について、法、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）及び地域支援事業の実施について（平成18年6月9日付け老発第0609001号厚生労働省老健局長通知。以下「通知」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において使用する用語は、法、省令及び通知において使用する用語の例による。

(事業の内容)

第3条 市長は、総合事業として、次の事業を行うものとする。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

ア 第1号訪問事業

(ア) 自立支援ホームヘルプ（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前の法（以下「旧法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当するサービスをいう。以下同じ。）

(イ) いきいき支援サービス（住民が主体となって提供するサービスをいう。以下同じ。）

イ 第1号通所事業

(ア) 自立支援デイサービス（旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するサービスをいう。以下同じ。）

(イ) 介護予防教室（保健・医療の専門職が提供するサービスであって、短期間において集中的に行うものをいう。以下同じ。）

ウ その他の生活支援サービス（法第115条の4第1項第1号ハに規定する第1号生活支援事業をいう。以下同じ。）

エ 介護予防ケアマネジメント（法第115条の4第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業をいう。以下同じ。）

(2) 一般介護予防事業（通知別記1第2の1（2）に規定する次に掲げる事業をいう。以下同じ。）

ア 介護予防把握事業

イ 介護予防普及啓発事業

ウ 地域介護予防活動支援事業

エ 一般介護予防事業評価事業

オ 地域リハビリテーション活動支援事業

(総合事業の提供主体)

第4条 総合事業の提供主体は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 自立支援ホームヘルプ 指定事業者（法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者をいう。以下同じ。）
- (2) いきいき支援サービス 第16条第2項各号に掲げる団体
- (3) 自立支援デイサービス 指定事業者
- (4) 介護予防教室 市又は市が委託する通所介護事業所若しくは通所リハビリテーション事業所
- (5) その他の生活支援サービス 市が委託する社会福祉法人又は市長がこの事業の運営を行う団体として適当と認める団体
- (6) 介護予防ケアマネジメント 市又は市が委託する居宅介護予防支援事業所
- (7) 一般介護予防事業 市又は市長が介護予防に資する支援活動を行う団体として適当と認める社会福祉法人若しくはボランティア団体

(介護予防・生活支援サービス事業の利用対象者)

第5条 第3条第1号に掲げる事業の利用対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 省令第140条の62の4第1号に規定する居宅要支援被保険者
- (2) 省令第140条の62の4第2号に規定する第1号被保険者（以下「事業対象者」という。）

(介護予防ケアマネジメントに係る届出)

第6条 介護予防ケアマネジメントを受けようとする居宅要支援被保険者及び事業対象者（以下「居宅要支援被保険者等」という。）は、介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書（様式第1号）に被保険者証を添付して、市長に提出しなければならない。届け出た事項を変更しようとするときも同様とする。

2 前項に規定する手続は、居宅要支援被保険者等に代わって、当該者に対して介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センターが行うことができる。

3 事業対象者が前項の届出を行った場合は、市長は、次に掲げる事項を当該被保険者の被保険者証に記載して返付するものとする。

- (1) 事業対象者である旨
- (2) 基本チェックリスト実施日

(事業対象者ではなくなった場合の処理)

第7条 市長は、事業対象者から次のいずれかに該当した旨の届出があった場合には、当該事業対象者の被保険者証から前条第3項各号に掲げる事項を削除し、これを返付するものとする。

- (1) 法第19条第1項に規定する要介護認定又は法第19条第2項に規定する要支援認定を受けたとき。
- (2) 介護予防・生活支援サービス事業を利用する必要がなくなった旨の申出があ

ったとき。

(指定事業者)

第8条 次に掲げる事業（以下「指定訪問・通所事業」という。）に係る指定事業者の指定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(1) 自立支援ホームヘルプ

(2) 自立支援デイサービス

(事務の委託)

第9条 指定訪問・通所事業に係る法第115条の45の3第5項に規定する審査及び支払に関する事務は、国民健康保険団体連合会に委託する。

(指定訪問・通所事業に要する費用の額)

第10条 指定訪問・通所事業に要する費用の額は、別表に掲げるサービスの種類及び区分ごとに定める単位に1単位10円を乗じて得た額とする。

(指定訪問・通所事業に要する費用の支給)

第11条 市長は、前条の規定により算定された指定訪問・通所事業に要する費用の額（その額が現にサービスに要した費用の額を超えるときは、当該サービスに要した費用の額）の100分の90に相当する額を指定事業者に支払うものとする。

2 指定訪問・通所事業の利用者が第1号被保険者であつて、かつ、法第59条の2に規定する介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）で定めるところにより算定した所得の額が同条に規定する政令で定める額以上である場合においては、前項の規定中「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。

(指定訪問・通所事業に係る費用の限度額)

第12条 第10条の規定により算定する指定訪問・通所事業に係る費用の1月当たりの限度額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める単位に1単位10円を乗じて得た額とする。

(1) 事業対象者 5,003単位

(2) 要支援1 5,003単位

(3) 要支援2 10,473単位

2 事業対象者に適用する単位数は、市長が必要と認める場合は、前項第1号の規定にかかわらず、前項第3号に定める単位数とすることができる。

3 居宅要支援被保険者が指定訪問・通所事業及び介護予防サービス等（介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスをいう。以下この項において同じ。）を利用するときは、指定訪問・通所事業の費用及び介護予防サービス等の費用の合計額は、第1項の限度額を超えることができない。

(利用者負担額)

第13条 指定訪問・通所事業の利用者は、第10条の規定により算定される当該サービスに係る費用の額から、第11条の規定により支給される額を控除した額を利用者負担額として当該サービスを提供した指定事業者を支払うものとする。

(高額介護予防サービス費相当の支給)

第14条 市長は、指定訪問・通所事業の利用により生じた利用者負担額が著しく高額であるときは、法第61条に規定する高額介護予防サービス費に相当する額を支給するものとする。

(高額医療合算介護予防サービス費相当の支給)

第15条 市長は、指定訪問・通所事業の利用により生じた利用者負担額及び医療保険の自己負担額を合算した額が著しく高額であるときは、法第61条の2に規定する高額医療合算介護予防サービス費に相当する額を支給するものとする。

(いきいき支援サービスの届出等)

第16条 いきいき支援サービスを実施しようとするものは、松浦市いきいき支援サービス実施届出書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による届出をすることができるものは、本市内に活動の拠点を有する次の各号のいずれかに該当する団体で、その構成員が3人以上のものとする。

(1) ボランティア団体

(2) NPO法人

(3) その他市長が認める団体

3 第1項の規定により届出をしたものは、届け出た事項に変更があったときは、当該変更のあった日から10日以内に松浦市いきいき支援サービス届出事項変更届出書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

4 第1項の規定により届出をしたものは、届出に係る事業の廃止又は休止をしようとするときは、当該廃止又は休止の日の1月前までに松浦市いきいき支援サービス廃止・休止届出書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

5 前項の規定により休止の届出をしたものは、届出に係る事業を再開したときは、当該再開の日から10日以内に松浦市いきいき支援サービス再開届出書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(いきいき支援サービスに係る補助)

第17条 市長は、いきいき支援サービスを実施する団体に対し、活動に要する経費の一部を補助するものとし、その補助金交付については、松浦市介護予防地域支え合い事業費補助金交付要綱(平成27年松浦市告示第49号)の定めるところによる。

(指導及び監査)

第18条 市長は、総合事業の適切かつ有効な実施のため、指定事業者及びいきいき支援サービスを実施するものに対して、指導及び監査を行うものとする。

2 前項に規定する指導及び監査の実施方法等は、松浦市介護保険地域密着型サービス施設指導要綱(平成18年松浦市告示第248号)第2条から第4条まで及び第6条から第9条まで並びに松浦市介護保険地域密着型サービス施設監査要綱(平成18年松浦市告示第249号)第2条から第8条までの規定を準用する。

(補則)

第 19 条 この告示に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則
(施行期日)

- 1 この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
(準備行為)
- 2 この告示の規定による介護予防・生活支援サービス事業の実施に関する手続及びこれらに関する必要な行為は、この告示の施行前においても行うことができる。

別表 (第 10 条関係)

サービスの種類	状態区分	単位数	
自立支援ホームヘルプ	事業対象者	週 1 回程度	1, 168 単位/月
		週 2 回程度	2, 335 単位/月
		週 2 回超	3, 704 単位/月
	要支援 1	週 1 回程度	1, 168 単位/月
		週 2 回程度	2, 335 単位/月
	要支援 2	週 1 回程度	1, 168 単位/月
		週 2 回程度	2, 335 単位/月
		週 2 回超	3, 704 単位/月
自立支援デイサービス	事業対象者	週 1 回程度	1, 647 単位/月
		週 2 回未満	389 単位/回
		週 2 回程度	3, 377 単位/月
	要支援 1	週 1 回程度	1, 647 単位/月
	要支援 2	週 2 回未満	389 単位/回
		週 2 回程度	3, 377 単位/月

備考 加算及び減算については、旧法第 8 条の 2 第 2 項に規定する介護予防訪問介護及び旧法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防通所介護の例による。